

# 牧之原市議会の傍聴について

議会を傍聴する場合は、静粛を旨とし、次の事項を守るようお願いいたします。

## （傍聴人の遵守事項） 牧之原市議会傍聴規則第 8 条から抜粋

- 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
- 3 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 7 携帯電話等の通信機器は電源を切り、又は無音状態とすること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

## （写真撮影及び録音、録画等の禁止） 牧之原市議会傍聴規則第 9 条から抜粋

傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしないこと。  
ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではありません。

## （違反に対する措置） 牧之原市議会傍聴規則第 1 2 条から抜粋

傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。